

独立役員制度の見直しに関するよくある質問と回答(再掲)

本資料は、平成24年4月26日付 名証自規G第10号「独立役員届出書」の新フォーマット等についてにおいてご通知した資料を再掲するものであり、内容の変更はありません。

Q1. 今回、新たに独立役員届出書の記載事項となる「取引先」、「社外役員の相互就任」、「寄付」に該当する社外役員は、今後、独立役員に指定することはできなくなるのでしょうか。また、既に独立役員に指定している者がこれに該当する場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

A. 今回、新たに追加する項目は、属性情報として、事実関係についての記載を求めるものであり、従来の制度における「事前相談要件」(別紙2「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」1.(4)独立性に関する判断基準についてに列挙されている事由をいいます。これに該当する者を独立役員として指定する場合には事前相談が必要となるものです。)や、「開示加重要件」(有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)に列挙されている事由をいいます。これに該当する者を独立役員として指定する場合には、「それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の開示が必要となるものです。)とは異なるものです。これらの新たに追加する類型に該当する社外役員が独立役員に指定できなくなるというものではありません。

したがって、現在、既に独立役員に指定している者がいずれかに該当するとしても、独立役員の指定を解除することが必要になるものではありません。独立役員届出書及びコーポレート・ガバナンス報告書において、その旨及びその概要の記載を行えば足ります。

Q2. 「取引」や「寄付」の「概要」の記載にあたっては、その具体的な金額を記載することが必須なのでしょうか。

A. 「取引」や「寄付」について、前年度実績などの大まかな金額を記載することは、「取引」や「寄付」の概要を株主・投資者が把握しやすい情報提供の方法の一つであると考えられますが、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。どこまで詳細な記載を行うかということについては、各上場会社においてご判断ください。

Q3. 非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザリーボードの委員に対する謝礼の支払いは、「取引」に該当するのでしょうか。該当するとした場合に、どのような記載を行えばよいのでしょうか。

A. 該当すると考えられます。例えば、「…社外取締役の●●●氏と当社の間で顧問契約を締結しており、報酬額は年間●万円程度です」や、「…社外取締役の●●●氏は、当社のアドバイザリーボードの委員に就任しており、その謝礼として年間●万円程度を支払っています」といった記載を行うことが考えられます。

Q 4. 当社の会計監査を行っている監査法人のOBを独立役員に指定しています。監査報酬は「多額」ではないと判断しているため、既存の「開示加重要件」の「会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家」に所属していた者には該当しないと判断しているのですが、この関係について、「取引」として独立役員届出書に記載する必要があるのでしょうか。

A. 監査報酬が「多額」に該当しないと判断している場合でも、監査契約を締結していることは「取引」に該当すると考えられますので、その旨及びその概要の記載が必要です。

Q 5. 「出身者」にあたるかどうかを判断するにあたっては、過去10年間の経歴について確認を行えばよいとのことですが、この10年を計算する場合の起算点は、いつの時点と考えれば良いのでしょうか。

A. 当該社外役員候補者が、株主総会で社外役員に就任されるときを起算点とすることが考えられます。

Q 6. 「出身者」にあたるかどうかを判断するにあたっては、当該社外役員候補者が、過去10年間に、どの会社において業務執行者であったかどうかを把握する必要がありますが、これは、有価証券報告書の「役員の状況」の略歴に記載する程度の所属先を確認すればよいのでしょうか。

A. 通常、当該者の主要な略歴については記載されていると考えられますので、基本的には、そのレベルで把握されることで十分と考えられます。

Q 7. 「取引」について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、当社が一定の金額基準を定めている場合には、その基準を下回る規模の取引しかない場合には、取引関係がないと記載してよいことになるのでしょうか。

A. ご認識のとおりです。上場会社が定めた軽微基準は、独立役員届出書（新様式）においては、「4. 補足説明」欄において記載していただきます。これを下回る取引しかないという場合には、独立役員届出書における属性情報に関するチェック欄において、「取引」のところにチェックを付さなくてよいという取扱いとなります。

Q 8. 当社は、「取引」について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めることを検討しております。この軽微基準の水準については、従来の開示加重要件における「主要な取引先」と同じ水準としてよいのでしょうか。

A. 「主要な取引先」における主要性の判断の水準とは異なるものです。主要性の判断は、当該取引先の上場会社に対する影響の程度によって定まる一方で、ここでの「軽微基準」は、「独立性に与える影響が「ない」と判断されるかどうか」を示す基準である必要があります。「独立性に与える影響が「少ない」かどうか」という程度問題ではないという点にご留意ください。

Q9. 「取引」や「寄付」について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定め、当該基準に達しないとして「取引」や「寄付」の有無を記載しなかった場合について、その後、改めて確認を行ったところ、未確認の「取引」や「寄付」が存在しており、当該未確認分を考慮すれば軽微基準を超過することが判明した場合には、誤った開示を行ったとして何らかのペナルティーが発生するのでしょうか。

A. 当初のご確認の範囲に明らかな不合理性が認められるような場合でなければ、事後的に独立役員届出書に記載すべき事実が判明したとしても、規則違反として措置の対象とすることは無いと考えられます。ただし、独立役員届出書の記載内容については、速やかに訂正を行ってください。

Q10. 独立役員届出書（新様式）への記載の対象となる社外取締役・社外監査役は、いつ時点のものを記載すれば良いのでしょうか。提出日（総会2週間前まで）の時点でしょうか、株主総会終了の時点でしょうか。

A. 株主総会終了時点での情報をご記載ください。当該株主総会において退任する予定の社外役員については、記載の対象外となります。

Q11. 「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」場合には、独立役員に該当しない社外役員については、独立役員届出書には一切、記載しなくてよくなるのでしょうか。

A. このような場合には、独立役員届出書（新様式）において、独立役員に指定しない社外役員について、「独立性の基準及び開示加重要件への該当状況」や「属性情報」のチェック欄の記載や、「該当状況についての説明」の記載は不要となりますが、社外役員の氏名、社外取締役／社外監査役の別及び異動内容（異動がある場合）については、全員分、記載が必要です。

Q12. 当社は3月期決算会社です。本年の株主総会においては、一昨年から独立役員に指定している社外役員が退任するだけなのですが、この場合には、どのように対応すべきでしょうか。

A. 旧様式の独立役員届出書を用いて、独立役員の指定解除の届出を行ってください。

Q13. 当社は3月期決算会社です。「主要な取引先」にまでは該当しない程度の取引先の出身者を当社の唯一の独立役員として届け出ており、当該者は、今年の定時株主総会で再任となる予定なのですが、今年の定時株主総会前において、独立役員届出書の提出は必要となるのでしょうか。

A. 3月期決算会社の場合、本年の定時株主総会においては、独立役員届出書（新様式）の提出は不要です。来年以降は、独立役員の異動がなくても、社外役員の選任議案（再任を含む）が付議される場合には、提出が必要になります。

なお、4月期～1月期決算会社の場合は、本年の定時株主総会において独立役員の異動がなくても、社外役員の選任議案（再任を含む）が付議される場合には、独立役員届出書の提出が必要になります。

Q14. 独立役員届出書(新様式)のテキストで記載する箇所については、説明を尽くそうとすると記載量が膨大になり、様式の中では書ききれないように思われます。どのように対応すべきでしょうか。

- A. 新様式では、テキストで記載していただく箇所については、Excel ファイル上の行の高さを各社においてご調整いただくことにより、特に文字数の制限なく記載・表示していただけるようになっております。その結果、1 ページに収まらない場合は、2 ページ以上とすることも可能ですので、記載のボリュームが多くなっても、ご心配いただくことはございません。最終的に PDF ファイルとしてご提出いただく際の見栄えを考慮して、適宜、調整を行ってください。

Q15. TDnet から提出した独立役員届出書が名証ホームページに掲載されるのは、具体的にはどの時点になりますか。

- A. TDnet に登録されたファイルについては、当取引所の担当者の提出完了のための処理の後、翌日(株主総会招集通知と同様です)に名証ホームページに掲載されます。

Q16. 独立役員が、既存の開示加重要件の「主要な取引先」に該当する場合には、今回の見直しで追加された属性情報の「取引先」の欄にもチェックを入れて、取引の概要を記載する必要があるのでしょうか。

- A. 独立役員届出書のチェック欄において、開示加重要件、属性情報の双方にチェックをしていただく必要があります。また、取引の概要の記載も必要です。
その他の項目についても同様であり、「独立性の基準及び開示加重要件への該当状況」の項目と、「属性情報」の項目の両方に該当する場合には、それぞれについてチェックをすることが必要です。

以 上